

**荷主作業安全ガイドライン
講習会開催のお知らせ**

陸上貨物運送事業の労働災害は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。この荷役ガイドラインの周知を目的とした講習会（無料）が開催されます。

- 1 開催日時 令和3年1月27日（水）
13:30～16:30
 - 2 開催場所 神奈川県トラック総合会館
横浜市港北区新横浜2-11-1
 - 3 講習会の内容
・荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割
講師：神奈川県労働局
・荷役作業安全ガイドライン
講師：陸災防安全管理士
- 参加申し込みは陸災防神奈川県支部**になります。
電話 045-472-1818

Q&A [セーフティリボン運動]

Q：セーフティリボンは強制ですか？やらないと監督署から指導を受けますか？
A：セーフティリボン運動は神奈川県が独自に展開する危険の見える化運動です。当然強制力を伴うものではありません。実施に当たり、神奈川県労働局、県下の労働基準監督署の後援をいただいております。元々神奈川県労働局では「安全の見える化」の取組をしていることもあり、同運動の周知という形でご指導いただくことはあるかもしれません。

工事計画届のQ&A（予告）

先週号でご紹介しましたが、監督署の工事計画届における注意事項等について特集を予定しています。この機会に普段届出の際に疑問に思っている点などについて受付けて労働局に問い合わせます。内容によっては必ずしも回答が得られないかもしれませんが、下記の要領により事務局までご応募ください。
応募要領（FAXにて受付）
FAX番号 045-201-7735
支部ニュース編集部計画届特集あて
期日は年内でお願いします。

支部行事予定

建設5団体関連賀詞交換会 時：1月6日 11:00 所：ロイヤルパークホテル	解体工事石綿飛散防止研修会 時：2月5日 14:00 所：関内ホール（小ホール）
第2回理事会 時：12月3日 15:00 所：講堂	雇用管理研修（基礎講習） 時：12月4日 9:00 所：講堂
分会事務局長会議 時：12月17日 15:00 所：311会議室	事務局年末年始 年末は12月25日午前中まで 年始は1月4日からです。
正副運営委員長・部会長会議 時：1月14日 15:00 所：311会議室	
正副支部長・分会会長会議 時：1月28日 15:30 所：311会議室	

建災防神奈川支部ニュース

No.541 令和2年12月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

年末年始の労働災害防止対策の強化を



黒田 憲一

建設業労働災害防止協会神奈川支部
支部長

今年の建設業における労働災害の発生状況ですが、10月末現在における神奈川県内の労働災害による死傷者数は596人と、昨年同期の583人を上回っており、さらに危惧すべきは、本日（11月27日）現在死亡者数が10人と、全死亡者数26人の4割弱を占めており、さらに地下タンク内へ重機ごと墜落した災害や、駅前の工事現場内で発生した土砂崩壊災害など、国民の注目を集め、近隣住民に建設工事現場に対して不安を持たせかねない死亡事故が複数発生したことは極めて憂慮すべき事態だといえます。

今年には第13次労働災害防止推進計画の中間年に当たりますが、建設業における労働災害の防止対策において、目標にはるかに及ばない状況となっています。

先月5日開催の神奈川県建設業労働災害防止大会において、今後2年5か月、13次防の期間について、新たに「セーフティリボン運動」という運動を展開することを提案させていただきましたが、その趣旨は運動を通じて作業員の安全意識の高揚を図るとともに、安全で安心な職場環境を形成しようという取組です。

会員の皆様方におかれましては、この趣旨をよくご理解いただき、運動の展開をお願いいたします。

年末は現場作業が輻輳し、より一層の連絡調整が必要とされる中、火災、積雪・路面凍結による転倒、交通事故、公衆災害など寒冷期に多く発生する災害があります。また、寒さから身体を動かすことがおっくうになり、特に高齢者において腰痛などのリスクが高まります。各分会におかれましては、死亡災害を発生させない決意の下、以下の事項にご留意の上、取組の強化を行っていただきますようお願いいたします。

○経営トップ等による現場点検の実施

①安全衛生管理体制及び安全衛生教育等の実施状況、②労働安全衛生関係法令及び安全衛生規程等の順守状況、③年末年始における適切な作業工程への見直し、並びに労働時間の管理と勤務体制、④新型コロナウイルス感染予防対策の実施状況

○墜落・転落災害の防止

①高所作業における作業床や手すりの確実な設定。その設置が困難な場合は、安全ネットや安全帯取付設備の設置、②適切なフルハーネスを選定し、特別教育の受講、使用前点検の実施と確実な使用、より安全な措置の足場の設置と安全対策を盛り込んだ組立解体の工法の採用と作業主任者、指揮者による作業状況の確認③開口部や作業床の橋には、手すり・中さん等の設置及び注意喚起の表示等「見える化」の推進

建設機械・クレーン災害の防止、作業所閉所中の保安対策

年末年始の緊急要請について



石井 登

神奈川労働局
労働基準部
安全課長

令和2年11月19日、神奈川労働局は、建設業における労働災害、特に死亡災害の増加傾向に強い危機感をもって、横浜市内で大規模工事を施工する主要事業者を集めて、「建設業における労働災害防止のための工事責任者緊急会議」を開催し、『建設業における労働災害撲滅に向けた緊急要請』を発出しました。

第13次労働災害防止計画は、平成30年度から令和4年度までの5か年計画で本年（令和2年）、3年目の取組をしております。

神奈川労働局管内の建設業の死亡災害による被災者は、長年2桁（10人以上）で推移していましたが、第12次防の最終年である平成29年に過去最少の6人となりました。

この人数にさらに減少を目指して、新たな気持ちで取り組んだ第13次労働災害防止推進計画において、神奈川労働局や建設業労働災害防止協会神奈川支部は、最終年である令和4年までに、各年最大でも5人以下とする目標を掲げました。

さて、13次防の3年目である令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症が、世界中に猛威をふるい、我が国でも、4、5月に緊急事態宣言を経験することになり、行動様式として「3つの密」の回避が求められました。

建設現場においては、入場時の検温、マスクの着用、手指消毒や、朝礼、休憩場所、工程打ち合わせ等のソーシャルデスタンスについて、新型コロナウイルス感染症対策として取り組まれました。

また、夏の全国安全週間中の取組も、例年協力会社を含めて盛大に行われていた「安全大会」の中止や、代替措置としてテレビ会議の導入を行った事業者の方もおりました。建設業の安全部署の方は、感染症の防止に備えつつ、従来の安全活動レベルを維持することに、本年は相当頭を悩ませたことと推察しております。

一方、本年は、建設現場において、衝撃的な労災事故

が発生しました。

労働局において労働災害防止を所掌する立場にある者として、一つ一つの事故について報告を受ける都度、「どうして、なぜ」と、想像を絶する悲惨な労災事故が続きました。

とりわけ夏場以降、横浜市内の大規模建設工事現場で、社会を騒然とさせる労災事故が立て続けに2件発生しました。これらの事故は、救出までの間、マスコミで大きく報道され、多くの方々が無事を祈っておりましたが、その甲斐なく死亡に至ったものでした。

労災事故は、「一瞬の油断」によって発生します。

労災事故の発生を防止するためのシステムを構築するため、いままで多くの先人たちが、多くの時間を費やし、安全指導に工夫をこらしてきました。

建設業の死亡災害の撲滅、特にその要因となる三大災害（墜落・転落災害、重機災害、崩壊・倒壊災害）の防止については、これまで多くの現場関係者や店社の安全関係者らが心血注いでこられ、近年では、足場の安全化、ハーネス型の墜落制止用器具の標準化、リスクアセスメント手法の導入、労働者への注意喚起のための見える化（建災防神奈川支部主唱の**セーフティリボン運動**もその1形態！）の展開といった様々な努力が続けられてきました。

このような状況のなかですが、本年についても10月までに、県内の建設業に従事する10人の方が、労災事故で亡くなりました。

本年の労働災害の特徴として、いわゆる中小規模の事業場のみでなく、長年の蓄積により確立された安全手法という財産をもつ、大手の総合建設工事業者の現場で痛ましい事故が散見されました。

「一瞬の油断」を防止するため、長年の努力により構築してきた安全管理水準がどこで綻びたのか、よもや感染症対策を講じる中、現場を隅々まで見切れない状態になっているのか、我々、安全指導をする立場の者も、現場において、正面から向き合う必要が生じております。

年末に向けて、労働局、労働基準監督署においては、建設業の労働災害防止を、最重点の取組と位置付けて、行政を推進していきます。

現場においては、どうか労働基準部長をはじめ、労働局、監督署の職員を納得させる本当に真剣な安全管理や取組を見せてください。

そして、年末に向けて、これ以上の死亡災害、重篤災害をはじめ、労働災害を発生させないという強い決意をもった取組をお願いします。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

いづれも神奈川労働局 令和2年10月末現在

署 業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
2年	53	20	44	55	54	72	39	69	34	56	48	52	596
	(1)		(1)	(1)		(1)		(2)	(2)			(1)	9
前年	61	14	40	52	48	81	42	42	36	51	44	72	583
		(1)				(1)		(1)	(1)	(2)		(2)	8

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和2年11月27日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和2年)	前年同期 (令和元年)	前々年同期 (平成30年)	令和元年	平成30年	平成29年
	いづれも(確定値)					
製造業	3	2	6	2	6	6
建設業	10 (2)	10 (1)	9	10 (1)	10 (1)	6 (1)
交通運輸業		1		1	1	
陸上貨物運送事業	4 (1)	2 (1)	2	2 (1)	2	5 (1)
港湾荷役業		1 (1)	1	1 (1)	1	
商業	1 (1)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	4 (2)	3
清掃・と畜業	5 (2)	3 (1)	5	3 (1)	5 (1)	4
その他	3	4 (1)	5	4 (1)	5 (1)	6 (2)
合計	26 (6)	24 (6)	32 (2)	24 (6)	34 (5)	30 (4)

(注)：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年は平成31年も含みます。

☆死亡災害の概要☆

令和2年10月末現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	2月	土木工事業	基礎工事業用機械	被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への組立の補助に従事。運転手が杭打機のリーダー下部を接地固定させていたジャッキを縮めて接地解除操作をしたところ、長さ約2メートルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突されたもの。
	16時頃	50人～99人	激突され	
2	3月	土木工事業	開口部	鉄道トンネルの坑口構造物の上を通る、幅1.5メートルの通路を歩行中、体勢を崩し、約13メートル下の線路付近に墜落したものの。
	0時頃	30人～49人	墜落、転落	
3	7月	土木工事業	乗用車、バス、バイク	夜間工事の現場に向かって高速道路を走行中のワゴン車が、ジャンクション前の右カーブでブレーキをかけたところタイヤが横滑りして道路左側側壁に車両左後部が衝突し、同乗の作業者のうち2名が死傷したものの。
	0時頃	10人～29人	交通事故(道路)	
4	7月	土木工事業	その他の環境等	橋梁建設工事現場の仮設の構台に設置していた二柱式看板(高さ3メートル、看板部分の高さ0.9メートル×幅4メートル)を2名で撤去中、突風(当日の最大瞬間風速11.1メートル/秒)で看板がおおられて、1名が看板と一緒に構台の手すり(高さ約102センチメートル)を超え、構台下の橋脚用深礎杭の底まで、約60メートル墜落したものの。
	11時頃	30人～49人	墜落、転落	
5	7月	その他の建設工事業	トラック	夜間工事現場の残土を、外注ダンプで運搬中、残土捨て場の受付所の手前の道路上にダンプを止め、荷台にかけていた飛散防止用シートを外し、道路上でシートを折り畳み丸められているとき、後方から来た別会社のダンプに轢かれたものの。
	1時頃	10人～29人	交通事故(道路)	
6	8月	建築工事業	足場	11階建てビル新築現場で、外周の枠組足場を解体作業中、被災者は足場10層目で、解体した足場部材を地上に下ろすため、下の層にいる作業者に渡した際に、誤って地面まで約17メートル墜落した。フルハーネス型墜落制止用器具を着用していたが、そのフックを使っていなかったものの。
	11時頃	10人～29人	墜落、転落	
7	8月	土木工事業	建築物、構築物	建設残土の仮置き場に常駐シドラグ・ショベルで残土を均していたところ、残土の下に隠れていた、廃止済の地下タンク(直径約4.5メートル、深さ約30メートル)の蓋が崩れ落ち、ドラグ・ショベルとともに落下したものの。
	15時頃	10人～29人	崩壊、倒壊	
8	9月	建築工事業	、はり、もや、けた、	工場の屋根の補修工事において、さび等の破片が屋根の上に散乱したので、これを掃き集めていたところ、スレート屋根になっている箇所を踏み抜き、約8メートル下の工場床に墜落したものの。
	14時頃	10人～29人	墜落、転落	
9	10月	建築工事業	地山、岩石	別掲載(6頁)
	9時頃	10人～29人	崩壊、倒壊	
10	10月	土木工事業	その他の環境等	線路脇の法面の除草作業中、茂みから出てきたオオスズメバチらしき蜂に腕を刺され、アナフィラキシーショックを発症したものの。
	14時頃	10人～29人	その他	

あなたの現場は大丈夫？

労働災害発生事例

横浜北署管内発生

掘削作業において湧水の対処中、土砂が流出して埋まる

状況

災害発生日時 令和2年10月 午前9時ごろ 建築工事業

地上4階地下2階建てビル新築現場で、深さ10メートルまで縦穴状に掘削し土止め支保工を設け、さらにドラグ・ショベルで約2メートル掘り下げたところで予想外の湧水があり排水ポンプ設置の段取り中、横矢板下部より土砂が流出して埋まったもの。



災害のここをチェック

1 調査

地山の掘削作業を行う場合には作業箇所、周囲の地山について、あらかじめ形状、地質、地層、き裂、含水、湧水などの状態についてボーリングその他の適当な方法により調査を行うこと。

(安衛則第355条、防止規程第48条)

2 施工計画

上記調査結果に基づき、掘削面の下方で作業を行う場合にあっては掘削面の崩壊を防止するための防護の方法などを含む施工計画を立て、当該計画により作業を行う。(斜面の崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン、防止規程49条ほか)

3 土止め支保工の措置等

土砂崩壊により作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ土止め支保工を設け、防護網を張り、作業者の立ち入りを禁止すること、さらに地質の変化、異常な湧水等の状況の変化に応じて当該支保工を補強し、または掘削面の高さを低くし、若しくは掘削面のこう配を緩くすること。(安衛則第361条、防止規程第53条)

注：イラスト・災害のここをチェックは参考です。実際の災害状況とは異なります。

第55回神奈川県建設業労働災害防止大会開催

墜落転落防止へ
～安全の誓いを宣言～



11月5日、はまぎんホールで第55回神奈川県建設業労働災害防止大会を開催しました。当日会場には本部、支部の表彰者をはじめとし、約150人が参加しました。

来賓としては神奈川労働局から井上労働基準部長をはじめ、細貝監督課長、石井安全課長、重河健康課長、各11の労働基準監督署長、神奈川県から柏崎産業労働局労働部長、長谷川県土整備局事業管理部建設業課課長代理、建災防本部から田中専務理事、全国建設業労災互助会から山口専務理事がご出席されました。

大会の冒頭に黒田支部長から県内の労働災害について、死亡災害が増えており、今年度は国が定める第13次労働災害防止推進計画の中間

年に当たるが、計画の達成は大変困難な情勢であり、墜落・転落災害撲滅の強化に加えて新たに「セーフティリボン運動」を提起しました。

今回の大会での顕彰の対象者は1現場、1名、本部表彰の対象者は優良賞4社、4現場1団体、16名、支部表彰は23社、21現場、1団体、53名です。

表彰式後來賓の挨拶があり、岩本運営委員長から安全の誓いの読み上げがあり、最後に平本



岩本運営委員長による安全の誓い

平塚労働基準監督署長から「平塚労働基準監督署の取組」としてリモート安全パトロール実施への挑戦などの話、続いて吉田相模原署長から「本年度に建設現場で実施している現場管理等」という内容で講話がありました。



セーフティリボン運動 (SR運動) は作業員一人ひとりの目線で「危険の見える化」を展開し、労働災害防止に役立てるのが狙いです。具体的には、現場でのヒヤリハット体験を、他の作業員にもわかるようにリボン・テープなどを原因箇所に取り付ける (セーフ巻

き)、併せて現場巡視やパトロールの際に危険箇所を認識したらセーフ巻きを行い、現場管理者が確認した上でリスクレベルを判断し、設備改善等の対策を講じるきっかけとするもので、神奈川労働局、労働基準監督署の後援を得ています。

第55回大会の様子をホームページで

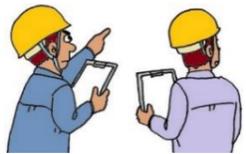
先月号でご紹介したように、神奈川県建設業労働災害防止大会の内容を、当支部のホームページ上にて、11月25日から一部 (支部長、来賓の挨拶、講演内容) を公開しています。



建築物・工作物の解体工事・リフォーム、修繕工事に対する石綿対策の規制強化

今年7月1日に厚生労働省令第134号により、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令が大臣名で交付されました。施行は令和3年の4月1日ですが、一部施行期日が今年10月1日であるものや、資格関係では令和5年10月まで猶予されているものまであります。対象は建築物・工作物・船舶の解体工事から一般住宅のリフォーム・修繕工事まで対象になりますので、かなり広範囲で影響があると思われます。

1 工事開始前の石綿の有無の調査



工事対象となるすべての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書

などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存すること。【令和3年4月～】

建築物の事前調査は、石綿の事前調査技能講習等※を講習を修了した者に行わせること。【令和5年10月～】

目視とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認すること。着工日が平成18年9月1日以降であることが確認できれば省略可能

事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

保温材の除去はレベル2として作業届でよかったものが計画届になります。



配管保温材 ©アスベスト調査NET

報告が必要な一定規模以上の工事

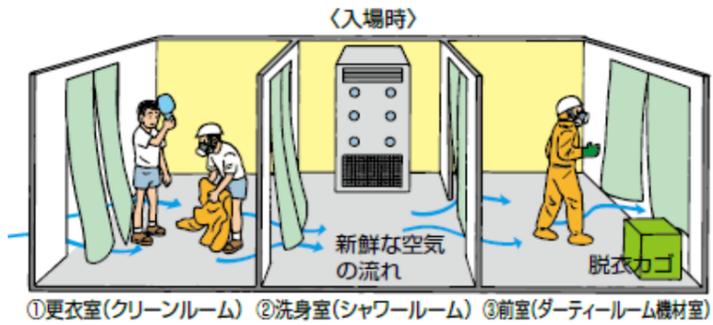
- ・解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ・請負金額が100万円以上の工作物（一部限定）の解体工事・改修工事

3 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等が取り残しがないことの確認をすること。【令和3年4月～】

除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要で、取り残しがないことの確認ができる資格は

- ・除去作業の石綿作業主任者
- ・事前調査を実施する資格を有する者（建築物限定）



4 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等をを用いて除去する工事は、作業場の隔離をすること。【令和3年4月～】

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーを除去するときは、ビニルシートなどにひより作業場所を隔離し、湿潤な状態を保ちながら行う、隔離は負圧にする必要はなく、高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は隔離する必要なし

石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離をすること。【令和2年10月～】



石綿が含まれている成形板等の除去工事は、原則として切断、破碎等によらない方法で行うこと。【令和3年4月～】

【令和3年4月～】

5 写真等による作業実施状況の記録

石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になる。【令和3年4月～】

【令和3年4月～】



事前調査結果等の
掲示状況など

解体等工事における今後の石綿等飛散防止に関する研修会

来年4月から本格的に石綿等が施行されることから、解体等の工事における法改正の内容等について研修会を開催します。この講習会は専門工事業者等の安全衛生活動支援事業の一環として行うものです。

この研修会には、会員の皆様も無料で参加できますので、下記の参加申し込み書によりご応募下さい。

日時 令和3年2月5日（金）14時から16時50分まで

開催場所 関内ホール「小ホール」
横浜市中区住吉町4-42-1

開催内容

①解体等工事における今後の石綿等飛散防止に関する事業者の対策について
講師：神奈川労働局健康課 未定

②解体等工事における今後の石綿等飛散防止に関する事業者の対策について
講師：神奈川県環境農政局環境部大気水質課 未定

申込方法 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により
令和3年1月15日（金）までにお申し込み下さい。

募集人員 先着70名様（参加無料）。

※新型コロナウイルス感染防止および中止決定時の連絡のため、参加者を把握する必要がありますので、**事前申し込み制**といたします。なお、定員数に達した場合はお断りすることがあります。

申込先

建設業労働災害防止協会神奈川支部

横浜市中区太田町2-22

電話045-201-8456 FAX 045-201-7735

参加申込書			
氏名			
電話		FAX	
会社又は団体名	()		

※建築物の石綿含有建材事前調査技能講習について

「1 工事開始前の石綿の有無の調査」で紹介した、建築物の事前調査にかかる、石綿の事前調査技能講習については令和5年10月までに修了しておく必要があります。神奈川支部では当技能講習を来年度以降支部にて実施できるよう本部と連携して準備を進めています。

日程についてはまだ未定ですが、受講資格として石綿作業主任者技能講習修了者、または学歴・経歴によって細かく定められています。受講時間は一般建築物で11時間、一戸建てで7時間、石綿作業主任者技能講習修了者は1時間短縮になります。